平成２５年（フ）第９６１号
福岡市東区多の津５丁目５番８―228号
債務者　木村　幸聡
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７４号
福岡市南区老司３丁目23番10号
債務者　青木　里子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７７号
福岡市南区皿山３丁目11番45号、破産手続開始申立時の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目１番12―109号第２阿部ビル
債務者　山下佐智子（旧姓冨高）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目１番10号ニューハイツ早見Ａ―203号
債務者　齊藤　君代
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９２号
福岡市東区香椎５丁目32番７号
債務者　藤山　孝之
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９３号
福岡市東区香椎５丁目32番７号
債務者　藤山香代子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９４号
福岡市博多区那珂１丁目22番８号
債務者　中西　好弘
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中179番地
債務者　大北　純子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００４号
福岡市中央区小笹５丁目10番12―704号
債務者　桑江　良孝
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１００９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須81番地
債務者　笹山　照光
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０１８号
福岡市東区箱崎３丁目７番37号
債務者　黒木　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０３６号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1007番地１セットスクエア須恵中央Ｂ203号
債務者　谷口かおり（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４２号
福岡市城南区堤２丁目22番18―201号
債務者　井上　恵美（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０４５号
福岡市東区唐原７丁目２番８号
債務者　太田　幸光
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８８号
福岡県大野城市乙金１丁目７番43号
債務者　安川　善則
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６号
福岡県久留米市篠原町２番地５　エバーライフ久留米中央1001号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目９番地９　セジュールグラン101号
債務者　加賀田龍二
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２７号
福岡県久留米市篠原町２番地５　エバーライフ久留米中央1001号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目９番地９　セジュールグラン101号
債務者　加賀田ひとみ（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部